

改正案

現行

		<p>(最低資本の額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)</p> <p>第六条 法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(他業会社への転移等)</p> <p>第八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する会社について、清算手続中である場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続が裁判所に係属している場合とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国銀行支店に関する読替え)</p> <p>第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条	(削る)	(削る)	(削る)
<p>内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は</p>		<p>二十億円に達するまでは、利益(利益として金融庁長官の定めるものをいう。)の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官の定める率を乗じて得た額以上の額を</p>	
第二十一条第七項	(略)	(略)	(略)
第三十四条第一項	(略)	(略)	(略)
<p>株主総会の決議(会社法第四百六十八条(事業譲渡等の承認を要しない場合)の規定により同法第四百六十七条第</p>		<p>株主総会の決議(商法第二百四十五条ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十条第五項の規定により信用金庫</p>	

		<p>(最低資本の額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの)</p> <p>第六条 法第三十条第二項、第三項及び第四項ただし書に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る分割又は営業の譲渡若しくは譲受け若しくは事業の譲受けとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(他業会社への転移等)</p> <p>第八条 法第四十三条第一項に規定する政令で定める場合は、同項に規定する会社について、清算手続中である場合又は特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続若しくは更生手続が裁判所に係属している場合とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外国銀行支店に関する読替え)</p> <p>第九条 法第四十七条第三項の規定による外国銀行支店(同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第一項	(略)	資本準備金の額と併せてその資本の額	二十億円
<p>利益の五分として支出する金額の五分の一以上を、商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配を行うごとにその分配額の五分の一をそれぞれ</p>		<p>利益(利益として金融庁長官の定めるものをいう。)の額に十分の一を超えない範囲内で金融庁長官の定める率を乗じて得た額以上の額を</p>	
第二十一条第四項	(略)	(略)	(略)
第三十四条第一項	(略)	(略)	(略)
<p>株主総会の決議(商法第二百四十五条ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十条第五項の規定により信用金庫</p>		<p>株主総会の決議(商法第二百四十五条ノ五(簡易な営業の譲受けの手続)(第三十条第五項の規定により信用金庫</p>	

			一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定」
第三十四条第三項	(略)	第四十九条の二第一項	(略)
第三十五条第一項	(略)	(略)	(略)
第三十六条第二項	(略)	第四十九条の二第一項第一号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
第四十五条第二項	銀行の本店	第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店	
第四十五条第三項	清算銀行の	清算する外国銀行支店(以下この項、第五項、第七項及び第八項において「清算外国銀行支店」という。)の	
	清算銀行に	清算外国銀行支店に	
第四十五条第五項	清算銀行	清算外国銀行支店	
第四十五条第七項	清算銀行の	清算外国銀行支店の	
第四十五条第七項第一号	解散の事由(会社法第四百七十五条第二号又は第三号(清算の開始原因)に掲げる場合に該当することとなつた清算銀行にあつては、その旨)	解散の事由	
	清算銀行	清算外国銀行支店	
第四十五条第八項	会社法第四百九十二条第三項	第五十一条第三項において準用する会社法第四百九十	

			等を会社とみなして適用する場合を含む。)の規定により商法第二百四十五条第一項(営業の譲渡又は譲受け等)の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定」
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
第三十五条第一項	(略)	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第四十五条	解散した	第五十一条第一項各号のい	(略)
(新設)	(新設)	ずれかに該当する	(新設)
(新設)	(新設)	2	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第九百四十一条	この法律	銀行法	銀行法第十六条第一項及び
第九百四十条第三項第一号	会社に	外国銀行支店に	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第九百四十条第三項第一号	会社に	銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店(以下この号及び次条において「外国銀行支店」という。)が	
第九百四十一条	この法律	銀行法	銀行法第十六条第一項及び

第五十七条の三
会社法第九百四十一条
二条第三項
第四十九条の二第二項において準用する会社法第九百四十一条
第四百四十条第一項の規定並びに銀行法第十六条第一項、第二十條第四項及び第五十二條の二十八第三項の規定
(削る)
(削る)
(削る)

(外国銀行支店の利益準備金に関する特例)
第十三条 第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条の規定により外国銀行支店は計上した同条の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失(損失として金融庁長官の定めるものをいう。)の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。
2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(外国銀行支店の電子公告に関する読替え)
第十四条の二 法第四十九条の二の規定において外国銀行支店が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法の規定による公告を除く。)をする場合については会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

附則第十二条、附則第十四条	株主総会又は取締役会		営業又は事業の譲渡又は譲受けについて決議すべき機関
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(外国銀行支店の利益準備金の積立てに関する特例)
第十三条 第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の規定により外国銀行支店が積み立てた同項の利益準備金は、金融庁長官の承認を受けて各決算期における当該外国銀行支店の損失(損失として金融庁長官の定めるものをいう。)の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。
2 外国銀行支店は、第九条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の利益準備金の額に相当する資産を、内閣府令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

(新設)

第二十條第四項
外国銀行支店
会社

(銀行主要株主に係る認可を要する取引又は行為)

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

三 当該会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させるものに限る。)

四 当該会社による事業の一部の譲渡

(外国銀行主要株主に関する読替え)

第十六条 法第五十二条の十六の規定による外国銀行主要株主(同条に規定する外国銀行主要株主をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十五条	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又はこれらに類する職にある者

(銀行持株会社に係る認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

三 当該会社を当事者とする会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させるものに限る。)

四 当該会社による事業の一部の譲渡

(銀行持株会社に係る会社分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

第十六条の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社分割(当該会社分割により事業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

一 当該会社分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割

二 当該会社分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である会社分割(次に掲げるものを除く。)

(法第五十二条の九第一項の認可を要する取引又は行為)

第十五条の四 法第五十二条の九第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

三 当該会社を当事者とする分割(当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。)

四 当該会社による営業の一部の譲渡

(外国銀行主要株主に関する読替え)

第十六条 法第五十二条の十六の規定による外国銀行主要株主(同条に規定する外国銀行主要株主をいう。以下同じ。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十五条	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人	取締役、執行役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又はこれらに類する職にある者

(法第五十二条の十七第一項の認可を要する取引又は行為)

第十六条の二 法第五十二条の十七第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為は、次に掲げる取引又は行為とする。

一・二 (略)

三 当該会社を当事者とする分割(当該分割により営業の一部を承継させるものに限る。)

四 当該会社による営業の一部の譲渡

(銀行持株会社に係る分割で金融庁長官の認可を要しないもの)

第十六条の三 法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる分割(当該分割により営業の一部を承継させ、又は承継するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

一 当該分割により承継させる資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である分割

二 当該分割により承継する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である分割

イ 当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この号において同じ。）の債務の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継債務額」という。）が当該銀行持株会社が承継する吸収分割会社の資産の額として内閣府令で定める額（ロにおいて「承継資産額」という。）を超えることとなる会社分割

ロ 当該銀行持株会社が吸収分割会社に対して交付する金銭等（当該銀行持株会社の株式等（会社法第七百七条第二号ホに規定する株式等をいう。）を除く。）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超えることとなる会社分割

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産（同項第二号イの資産を除く。以下この項において同じ。）若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、当該会社分割の直前における帳簿価額（同項第二号に掲げる会社分割により承継する資産又は負債にあつては、当該会社分割の際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（銀行持株会社に係る事業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの）
 第十六条の三 法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事業の譲渡又は譲受けとする。

一 当該事業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲渡

二 当該事業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である事業の一部の譲受け

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、同項第一号に掲げる事業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるものとし、同項第二号に掲げる事業の譲受けにあつては当該譲受けの直前における帳簿価額（当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の十九第一項	取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)	(略)
(略)	(略)	(略)

(新規)

(新規)

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、当該分割の直前における帳簿価額（同項第二号に掲げる分割により承継する資産又は負債にあつては、当該分割の際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（銀行持株会社に係る営業の譲渡又は譲受けで金融庁長官の認可を要しないもの）
 第十六条の三 法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる営業の譲渡又は譲受けとする。

一 当該営業の一部の譲渡に伴い譲渡する資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲渡

二 当該営業の一部の譲受けに伴い譲り受ける資産又は負債の額がいずれも当該銀行持株会社の総資産又は総負債の額の二十分の一以下である営業の一部の譲受け

2 前項の規定を適用する場合における同項の資産若しくは負債又は総資産若しくは総負債の額は、同項第一号に掲げる営業の譲渡にあつては当該譲渡の直前における帳簿価額によるものとし、同項第二号に掲げる営業の譲受けにあつては当該譲受けの直前における帳簿価額（当該譲受けに係る資産又は負債にあつては、当該譲受けの際に付すこととなる帳簿価額）によるものとする。

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の十九第一項	取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)	(略)
(略)	(略)	(略)

第五十二条の三十四第一項	(略)	(略)
第五十三条第三項第六号	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
第六十三条第七号	資本金	資本金又は出資
第六十五条	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する事業年度経過後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

第十六条の六 外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。)に係る法第五十二条の二十八第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第五十二条の三十四第一項	(略)	(略)
第五十三条第三項第六号	取締役、執行役若しくは監査役	取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者
第六十三条第七号	資本	資本金又は出資
第六十五条	取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人	取締役、執行役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人若しくはこれらに類する職にある者

(外国の特定持株会社に係る届出の期限に関する特例)

第十六条の五 法第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社が銀行を子会社とする外国の持株会社である場合には、当該銀行を子会社とする外国の持株会社は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する事由の生じた日の属する事業年度経過後六月以内に、同項に規定する事項を金融庁長官に届け出るものとする。ただし、その本国(当該銀行を子会社とする外国の持株会社の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。)の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行その他の正当な事由により、当該六月以内にその届出をすることができない場合には、金融庁長官の承認を受けてその期限を延長することができる。

(外国所在銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告に関する特例)

第十六条の六 外国所在銀行持株会社(銀行を子会社とする外国の持株会社であつて、法第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。)に係る法第五十二条の二十八の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「六月以内」とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 法第五十七條の六(第一号、第二号(法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(法第五十二条の三十四第一項の規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による通知

(財務局長等への権限の委任)

第十七條の二 法第五十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五條第三項、第六條第三項、第七條第一項、第八條第二項及び第三項、第十三條第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)、第十三條の二ただし書、第二十條第四項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第三十條第二項(会社分割(法第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。、第三十條第三項(事業の一部の譲渡又は譲受け(法第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。、及び第四十七條の二の規定による認可及び承認

二〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七條の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二條第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。))又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段において準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項(会社分割(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により事業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。、及び第五十二条の三十五第三項(事業の一部の譲渡又は譲受け(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。))の規定並びに第十六條の五ただし書の規定による認可及び承認

一〇五 (略)

六 法第五十七條の三(第一号、第二号(法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(法第五十二条の三十四第一項の規定による法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可の取消しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による通知

(財務局長等への権限の委任)

第十七條の二 法第五十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行支店(法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店をいう。))を含む。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五條第三項、第六條第三項、第七條第一項、第八條第二項及び第三項、第十三條第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)、第十三條の二ただし書、第二十條第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。))並びに第三十條第二項(分割(法第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。、第三十條第三項(営業の一部の譲渡又は譲受け(法第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。、第三十條第四項ただし書(事業の一部の譲受け(法第十六條の二第四項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。、及び第四十七條の二の規定による認可及び承認

二〇八 (略)

二〇五 (略)

第十七條の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社(法第二條第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。))又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十二第一項ただし書、第五十二条の二十八ただし書、第五十二条の三十五第二項(分割(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))により営業の一部を承継させ、又は承継するものに係る部分に限る。、及び第五十二条の三十五第三項(営業の一部の譲渡又は譲受け(法第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。))に係る部分に限る。))の規定並びに第十六條の五ただし書の規定による認可及び承認

二
四
略

二
四
略